

名古屋名南ロータリークラブ

■承認/1991年3月8日 ■例会日/火曜日・PM6:30 ■例会場/名古屋マリオットアソシアホテル  
 ■会長/山本 郁矢 ■幹事/入谷 直行 ■会報・雑誌・広報委員長/細井 俊男  
 ■事務局/〒450-6002 名古屋市中村区名駅1丁目1番4号 名古屋マリオットアソシアホテル 2202号  
 TEL.052-586-2043 FAX.052-586-2054



こころの中を見つめよう 博愛を広げるために  
 2011-2012年度 RI 会長 カルヤン・パネルジー

URL <http://www.meinan-rotary.com> E-mail [info@meinan-rotary.com](mailto:info@meinan-rotary.com)

## 第979回

2011年11月22日(火) 晴 第20回

～ロータリー財団月間～

斉唱 我等の生業  
 出席 会員63名(出席率算入人数54名)  
 出席42名 出席率77.78%  
 前々回補填率96.43%(11月8日分)

### 会長あいさつ

会長 山本 郁矢さん

皆様、こんばんは。

先般、地区大会が瑞穂RCさんのホストにより行われました。

第1日目の講演は田母神俊雄さんでした。ユーモアがあり、超保守主義的な発想の講演を皆様はどのようにお聞きになったのでしょうか。



2日目はRI会長代理の今井さんの、91歳という高齢でありながら、かくしゃくとした姿勢には感服をいたしました。奥様を大事にしておられ、演台に上がられる時には、90歳の奥様に手を添えられて壇上に上がったところが印象的でした。万が一、私もそのような年齢まで生きられ、女房も居てくれるのであれば、手を携えながらというような事ができればと思います。

2日目の記念講演は、JR東海相談役、名古屋RCの須田さんでした。とても滑らかなお話を1時間聞かせていただきました。

また、ガバナーエレクトは東RCの千田さん、ガバナーノミニーは西尾RCの田中さんと発表がございました。地区大会報告ということで、会長あいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

### 幹事報告

幹事 入谷 直行さん

1. タイの洪水の義援金について、ガバナー事務所から要請があり、持ち回り理事会で承認されましたので、ニコボックスから10万円を出させていただきますことに決定いたしました。
2. 海外出張届けが出ております。黒田康正さん、11月19日～24日まで、中国です。
3. 出席袋に来年のIM実行委員会の構成表が入って

おりますのでご確認下さい。今月末に登録人数が決定します。構成表の中の6名のリーダーは、今後色々話し合いの場が持たれるそうですので、宜しくお願いいたします。

4. 今回は、ゆったり例会です。錦の「太河」となっておりますので、お間違いのない様にお願いいたします。

### ニコボックス

- ◆ 本日会員卓話をさせていただきます。よろしくお願ひします。長尾 浅吉さん

- ◆ 長尾さんの卓話、楽しみにしています。よろしくお願ひします。

加藤 英敏さん 白藤 憲雄さん 久米 伸治さん  
 木下 福郎さん 細井 俊男さん 川辺 清次さん  
 本多 利郎さん 牧野 好弘さん 太田 敦士さん  
 安藤 修さん 江上 隆夫さん 杉本 勇さん  
 鈴木 清詞さん 水野 俊男さん 三島多恵子さん  
 宮崎 良一さん 浅井 浩さん 大橋さなえさん  
 山本 誠一さん 野々村憲吾さん 川瀬 悟さん  
 出田真太郎さん 三浦 和人さん 新原 尚さん  
 猪村 美之さん 森田敏二三さん 朝比美和子さん  
 榊原 和美さん 加藤 宜之さん

- ◆ 和合のシニアチャンピオン準決勝で負けました。悔しい!! 入谷 直行さん

本日合計 35,000円 累計 682,000円

### アンチエイジングエクササイズ

- 環境保全・保健問題委員会

委員長 中村 勝さん

### 会員卓話

- 長尾 浅吉さん

今日は、3本立てで行きたいと思ひます。私とロータリーについてのお話、税番号制度についてのお話、相続税のお話です。

私はチャーターメンバーです。2年程前に胃ガンを煩ひ、胃の全摘出をしまして、しばらくお休みをし皆様にご迷惑をお掛けしましたが、できるだけ出席して皆様のお顔を拝見して、元気をもらおうと思ひております。



ロータリーでは、2004年～2005年に会長をさせていただき、皆様のご協力で楽しいロータリー活動が出来たと感謝しております。丁度ロータリーが100周年でロータリー館の会場見学例会を行いました。また、DDFを申請し、川辺さんに骨折してもらい、中央有鄰学院にカウンターハウスを寄贈する事が出来ました。そして、鈴木清詞さんに非常にお世話になったのですが、4RC合同のフォーラムでは武田鉄也さんに来ていただいて講演をしていただきました。

色々な委員会に所属し経験する事は、最終的には「明るく楽しく」という事に繋がって、それがやがて超我の奉仕に繋がっていくのではないかと、私は思っております。

今月は税を考える週間です。税務業務をしている立場としましては、皆様に税の普及をしなければいけないと言う事で、今日はテーブルの上に「税のしるべ」という新聞を持ってきました。

今、社会保障と税の一体改革という事が言われており、6月30日にこれが決議されました。また、社会保障と税番号というのはご存知でしょうか？以前、納税者番号というものが、国の財務省主体で検討されましたが、プライバシー問題等で通りませんでした。今回は、少し変えて主として給付の為の制度という事です。給付とは、年金、介護保険、福祉、労働保険等に税務が入って6分野にするというようにカモフラージュされている気がいたします。

この番号制度というのは、共通番号制度です。これは、財政が非常に厳しいという事で、いかに財源を確保するかという必要に迫られての事です。

国の税収は約40兆です。足りない分が44兆あり、これは公債でまかなっております。この公債でまかなう事が良いか悪いかはそれぞれ皆様が考えられる事ですが、国の支出が約90兆必要なのに税収が40兆しか無く、残りをどうするかは、私も常に疑問に思っております。

増税の話が沢山聞かれています。減益の企業が多く、場合によっては廃業しなければならない所もあります。サラリーマンも残業が減ったり、リストラ等で生活が困窮しております。毎年、年金が上がっていく中で、消費+民間の設備投資+政府の公共+輸出入の関係を合計したものがGDPと言われております。GDPは例え1%でも上げていかないと上手く回りません。ですから、こんな時期に増税というのは全くあり得ません。やはり、まず政府の支出が必要ではないかと思えます。公共投資をして、お金をばら撒いて皆様に豊かにしていかないとイケません。

番号制度のスケジュールを見ていきますと、最近これについて全国各地でシンポジウムが開催されて意見徴収をするという広報がされております。皆様には、税務についての知識を少し持っていただきたいと思っております。この共通番号制度には色々な問題点があると思えますので、皆様が考えられる上で、参考資料としてこの新聞を役立てていただければと思います。

相続税の話に入りたいと思えます。今回の税制では、復興特別法人税という事で5%下げの話がありました。実効税率は、現在の減税される5%の段階では40.69%です。これが復興税制を入れて計算しますと38.01%となります。法人税が現行では30%に

なっていますが、これが4.5%引き下げられて25.5%になります。この面では一応減税されますが、それに復興税制という事で法人税10%が課せられます。実効税率はトータル的には約2%程下がります。

税制調査会からは、収入の多い方に対して所得税を上げる等、法人税を増税するような方針が出ております。相続税の増税は先送りされましたが、ここ1年以内にはまた復活するのではないかと思います。相続税は42兆円の中からいきますと、そんなにはありません。1兆4,200億円位です。平成21年度では、年間100万人位亡くなる方の4.1%が対象になっておりました。改正がされると、基礎控除と人的控除が6掛けになるという事で、奥さんと子供2人ですと、今までは5,000万+3,000万で8,000万まで控除されました。これが3,000万+1,800万の4,800万になります。大幅な増税になります。年間100万人位亡くなる方の約6%位になり、課税対象としては50%位増えるのではないかとと言われております。

相続税の計算はいたって簡単です。いかに課税財産を早く減らすかという事に尽きると思えます。しかし、財産がどこにどれだけあるかが分からない方があります。どういうものが相続財産になるか分かってみえない方もみえます。また相続人がどこからか出てくるという事もあります。最終的には遺産分割をどうするかに尽きると思えますが、なかなかこれが上手く行きません。上手く相続をする為には、兄弟仲良くとか、事前に話し合いをしておくとか、遺言を書くとか、色々な事が言われております。遺言等に関しましては、専門的な方の知識をお借りしないと後でトラブルが起こります。

税制の改正では、財産評価の小規模宅地等が非常に問題になっております。改正により税負担が多くなってきております。亡くなってから相続税の申告をするまでに10ヶ月あります。10ヶ月の間に事業を承継していなければなりません。居住を継続していなければなりません。亡くなったからと早めに店じまいしてしまうと大変な事になります。

レジュメを見て下さい。相続税のしくみは、相続財産から非課税、債務、葬式費用を引いた残りが正味財産になります。5,000万+1,000万×法定相続人の数で税金を計算します。計算する上で法定相続分というのがあります。その税金のトータルを實際もらえる方の財産で按分をします。今回の税制の改正で、基礎控除が、5,000万が3,000万に、1,000万が600万になる予定です。

相続税の申告・納税までのスケジュールですが、10ヶ月間に色々していただかなければなりません。また、よく相続時精算課税制度を活用すると思えますが、課税制度で贈与を受けた時は税金が掛かりませんが、相続財産が多い場合は相続財産に取り込まれますので税率が上がります。また、3年以内の贈与を上手く活用して相続財産を減らしていただかなければなりません。基礎控除が110万ありますから、上手に使っていただき、相続人以外の孫は相続財産に取り込まれませんから、活用していただく事が出来ます。後は奥様に財産の贈与をして減らしていただく事もあると思えます。

小規模宅地は、宅地の種類によって免責制限があります。よくあるのは居住用で、240㎡以下は80%引くという事になります。例えば同居してみえなかったら、ただちに同居していただくこの宅地に

控除ができます。ちょっとした事前のテクニックで相当財産が減ると思います。

実際の相続税の計算ですが、この例は1億8,800万から債務800万を引いて正味財産は1億8,000万で、課税遺産額は1億円です。法定相続人で割り、税金を出します。その税金を法定相続で按分し、法定相続で無い場合は実際にもらわれた財産で割り振りしますから、税金トータルは変わりません。後は配偶者の控除があります。この場合トータルの税金が607万円です。これが改正されると880万円位になります。税率は2億円以下が40%、3億円以下が45%、6億円以下が50%、6億円超が55%となります。

問題なのは2次相続です。税制からいきますと、今までは奥さんに1：9で持っていけば軽減されましたが、5：5位にしないと2次相続の時に税金が多くなります。この辺の所は充分皆様には考えていただきたいと思います。

また、今回国税庁が発表しておりますが、実地調査を1年間して、約13,700件中申告漏れが11,270件で、申告漏れ価格は約4000万、その中の預貯金が約1,300万、土地が約700万、有価証券約600万で、預貯金が非常に多いです。税務署が来ると必ず預金を調べます。この追徴税が約800億円あったという事です。無申告が約1,050件あり、その中で約800件が申告が必要であり、約1,055万で追徴税額が約81億円になります。

ロータリアンの方は皆様財産がありますから、事前に一覧表を作ってください、家族の方に分かるようにしていただけるとありがたいと思います。

**第981回例会(12月6日)のご案内**  
年次クラブ総会